

問1 地方公共団体の決算統計において、歳入の構成比の約34.5%を占めて第1位となっている項目に関する説明として、最も適切なものはどれですか。（2015年 富山県公立入試 類似）

1. 地方公共団体が住民や企業から直接徴収する、自主財源の柱である。
2. 地方公共団体間の財政力の格差を抑えるため、国から配分される資金である。
3. 道路や学校の建設など、特定の事業を奨励するために国から交付される資金である。
4. 財源不足を補うために、地方公共団体が一時的に行う借金である。

問2 国が持っていた仕事や財源を地方公共団体に移し、それぞれの地域が自分の判断と責任で行政を行えるようにすることを何といいますか。（2019年 大分県公立入試 類似）

1. 地方自治
2. 地方分権
3. 直接請求権
4. 三権分立

問3 地方自治体の財政において、地域ごとの財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスが受けられるようにすることを目的として、国から交付される資金について述べた文として、最も適切なものはどれですか。（2016年 佐賀県公立入試 類似）

1. 「地方交付税」と呼ばれ、国から配分されるがその使い道は制限されていない。
2. 「国庫支出金」と呼ばれ、義務教育や公共事業など特定の費用として使い道が指定されている。
3. 「地方債」と呼ばれ、不足する財源を補うために自治体が一時的に国から借り入れる資金である。
4. 「地方税」と呼ばれ、住民や企業から直接徴収されるため、自治体間の財政格差を生む要因とはならない。

問4 地方自治体における首長と地方議会の関係性について述べた文として、正しいものはどれですか。（2015年 長崎県公立入試 類似）

1. 首長は地方議会に対して予算案を提出する権限を持ち、議会は提出された予算案や条例案を審議する。
2. 地方議会議員になるための被選挙権（立候補できる年齢）は、都道府県知事と同じ30歳以上と定められている。
3. 住民が首長の解職を求めるリコールを請求する場合、選挙権を持つ住民の50人以上の署名があれば成立する。
4. 首長は地方議会が議決した条例案に対して、拒否権を行使して独自に条例を廃止する権限を持っている。

問5 日本の地方自治において、地方公共団体がその自治権に基づき、議会の議決を経て制定する独自の法規範を「条例」といいます。この条例の法的性質と、効力が及ぶ範囲に関する説明として最も適切なものはどれですか。（2020年 島根県公立入試 類似）

1. 法律の範囲内で制定することができ、その地方公共団体の区域内でのみ適用される。
2. 内閣が制定する政令と同一の効力を持ち、日本全国の全ての国民に対して等しく適用される。
3. 国会の承認を得ることで法律となり、その地方公共団体以外の地域にも適用範囲を広げることができる。
4. 日本国憲法の規定により、地方自治体の判断であれば法律の内容に反する規定も自由に設けることができる。

問6 東京都の歳入において、住民や企業から徴収する「地方税」が約70%を占める一方で、和歌山県などの地方公共団体では「地方税」が約20%にとどまり、代わりに国から配分される資金が大きな割合を占めることがあります。このように、地域間の財源の不均衡を調整し、どの地域でも一定の行政サービスを受けられるようにするために、国から配分される使い道の制限がない財源を何というか。（2021年 和歌山公立入試 類似）

1. 地方税
2. 地方交付税
3. 国庫支出金
4. 地方債

問7 日本の地方自治において、地方公共団体がその地域の事務について、法律の範囲内で独自に定める法規範を何といいますか。（2016年 長野県公立入試 類似）

1. 条例
2. 法律
3. 政令
4. 憲法

問8 地方自治における直接請求権のうち、地方公共団体の長（首長）や議員の解職を求める「リコール」が行われる際、署名を集めた後の手続きはどのように進められますか。（2024年 香川県公立入試 類似）

1. 選挙管理委員会に請求を行い、住民投票において過半数の賛成が得られれば解職となる
2. 地方議会に請求を行い、出席議員の3分の2以上の賛成が得られれば解職となる
3. 監査委員に請求を行い、事務の執行に不正があると認められた場合に解職となる
4. 首長に請求を行い、首長が自らの判断で辞職を決定する

問9 日本の地方財政の状況を示した統計において、東京都のように税収が豊富な自治体ではこの資金の割合が0%である一方、住民所得が比較的低く税収が不足する県では、歳入の約25%をこの資金が占めることがあります。このように、自治体間の財政格差を是正するために、国が一定の基準に基づいて配分する資金を何といいますか。（2026年 鹿児島県公立入試 類似）

1. 地方交付税交付金
2. 国庫支出金
3. 地方譲与税
4. 地方債

答え合わせ・解説

問1	答え 1 地方公共団体が住民や企業から直接徴収する、自主財源の柱である。	地方税は地方財政の中で最も大きな割合を占める重要な財源です。地方公共団体が自ら徴収する租税であるため、国の指示を受けずに地域の実情に合わせた行政サービスに活用することができます。選択肢にある他の項目は、国に依存する財源（依存財源）や、将来返済が必要な借金（地方債）の説明です。
問2	答え 2 地方分権	中央政府に権限が集中する「中央集権」から、地方の自律性を高めるために仕事やお金の使い道を地方へ移す取り組みを指します。これにより、全国一律のサービスではなく、それぞれの地域の実情や住民のニーズに合わせた柔軟な政治が可能になります。
問3	答え 1 「地方交付税」と呼ばれ、国から配分されるがその使い道は制限されていない。	地方自治体の財政格差を是正するために、国税の一部（所得税や法人税など）から自治体に配分される資金は地方交付税と呼ばれます。これは「一般財源」に分類され、国庫支出金とは異なり、自治体はその使い道を自由に決めることができるのが大きな特徴です。地方自治の「財政の自主性」を支える重要な仕組みとなっています。
問4	答え 1 首長は地方議会に対して予算案を提出する権限を持ち、議会は提出された予算案や条例案を審議する。	地方自治法に基づき、首長（執行機関）は予算案の作成・提出や、議会への条例案の提出などの権限を持っています。これに対し、地方議会（議決機関）はそれらを審議し、可否を決定する役割を果たします。なお、被選挙権については、都道府県知事は30歳以上ですが、市町村長や地方議会議員は25歳以上です。また、リコールの請求には原則として有権者の3分の1以上の署名が必要であり、首長の拒否権（再議に付す権利）は議決のやり直しを求めるものであり、独断で廃止できる権利ではありません。
問5	答え 1 法律の範囲内で制定することができ、その地方公共団体の区域内でのみ適用される。	地方自治の本旨に基づき、地方公共団体は憲法および法律の範囲内で条例を制定する権能を有しています。条例は、国会が制定する「法律」や内閣が制定する「政令」とは異なり、各自自治体を持つ自治権に基づいて制定されるため、その効力は原則として当該自治体の区域内（住民や滞在者など）に限定されます。
問6	答え 2 地方交付税	地方公共団体の経済力には格差があるため、自前で集める「地方税」だけでは運営が困難な自治体が生じます。そこで、財政のゆたかな自治体から国が税を集め、財政の厳しい自治体へ再配分する仕組みが地方交付税（地方交付税交付金）です。これは地方の独立性を保つため、使い道が限定されない「一般財源」として扱われます。
問7	答え 1 条例	地方自治の原則に基づき、都道府県や市区町村といった地方公共団体の議会は、その地域独自のルールを定める権限を持っています。これが条例であり、地域の実情に応じた行政運営を行うために欠かせない仕組みです。法律は国会が制定するもの、政令は内閣が制定するものであるため、地方公共団体が独自に制定する法規範とは区別されます。
問8	答え 1 選挙管理委員会に請求を行い、住民投票において過半数の賛成が得られれば解職となる	首長や議員の解職請求（リコール）は、有権者の3分の1以上の署名を集め、選挙管理委員会に対して行います。この請求が有効であれば住民投票が実施され、そこで過半数の賛成が得られた場合に初めて、その職を失わせることができます。住民の意思を直接問う重い手続きであるため、他の直接請求よりも必要な署名数（3分の1以上）が多く設定されています。
問9	答え 1 地方交付税交付金	地方公共団体の財政力の不均衡を調整し、どの地域に住んでいても標準的な行政サービスを受けられるようにすることを目的としています。東京都のような「不交付団体」が存在する一方で、財政力の弱い自治体にとっては欠かせない一般財源となっています。